

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：土木費 項：都市計画費 目：都市計画総務費

事業名 屋外広告物規制推進費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

都市建築部 都市政策課 地域計画係 電話番号：058-272-1111(内4717)

E-mail : c11654@pref.gifu.lg.jp

1 事業費

746 千円 (前年度予算額：

1,028 千円)

<財源内訳>

| 区分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | |
|-----|-------|---------|---------|-----------|-------|-------|-------|-----|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使 用 料 手数料 | 財 産 入 | 寄 附 金 | そ の 他 | 県 債 |
| 前年度 | 1,028 | 0 | 0 | 1,028 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 要求額 | 746 | 0 | 0 | 746 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 決定額 | | | | | | | | |

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

良好な広告景観の創出のため、屋外広告物に対する県民の意識を高めるとともに、岐阜県屋外広告物条例（以下「条例」という。）等の屋外広告業者への普及啓発を図ることが必要である。

(2) 事業内容

①屋外広告物規制推進費

ア. 県下一斉簡易除却、街頭啓発・是正指導

- ・屋外広告物法に基づき、違法なはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等の簡易除却を実施する。
- ・屋外広告物の規制についてわかりやすく記載したチラシを県民に配布し、屋外広告物規制に対しての意識高揚を図る。商店街において店頭に置かれた違反広告物に対する是正指導等を行う。

イ. 屋外広告業登録事務、屋外広告物に係る指導事務

- ・屋外広告業の登録、更新、登録内容の変更等の事務を行う。
- ・屋外広告物の許可、簡易除却等の市町村移譲事務について、市町村に対し事務指導を行うほか、市町村間や他自治体間等との連絡調整を行う。

②屋外広告物講習会費

- ・屋外広告物講習会は条例に基づき開催するもので、屋外広告物の表示等に関する業務に従事する方又は従事しようとする方を対象に、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関し、必要な知識の習得を目的に開催するもの。
- ・平成20年度以降は県と岐阜市で交互に開催し、令和8年度は岐阜市が主催。
- ・平成28年度の屋外広告物条例施行規則の改正（自己点検報告書の追加に関する）により、屋外広告物講習会の需要が高まっている。

(3) 県負担・補助率の考え方

屋外広告物法及び条例において、県は屋外広告業を営む者に対し必要な指導、助言及び勧告を行うこととなっている他、講習会を開催することとなっている。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|-----|-----------------|
| 旅費 | 182 | 市町村への指導のための旅費等 |
| 需用費 | 172 | 消耗品費・会議費 |
| 役務費 | 48 | 保険料、郵便代等 |
| 委託料 | 330 | 屋外広告物講習会開催委託料 |
| その他 | 14 | 使用料及び借上料（会場借上料） |
| 合計 | 746 | |

決定額の考え方

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

良好な広告景観の創出のため、屋外広告物に対する県民の意識を高めるとともに、岐阜県屋外広告物条例等の屋外広告業者への普及啓発を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名 | 事業開始前 (R) | R6年度 実績 | R7年度 目標 | R8年度 目標 | 終期目標 (R) | 達成率 |
|-----|--------------|------------|------------|------------|-------------|-----|
| ① | | | | | | |
| ② | | | | | | |

○指標を設定することができない場合の理由

普及啓発事業であるため、数値目標は設定できない。

（これまでの取組内容と成果）

| | |
|-------|--|
| 令和4年度 | 屋外広告物適正化旬間において、県下一斉簡易除却、街頭啓発、是正指導を実施した。取組には、景観形成推進員、ボランティア等も協力し、啓発活動により屋外広告物に対する意識を高めることができた。 |
| 令和5年度 | 屋外広告物適正化旬間において、県下一斉簡易除却、街頭啓発、是正指導を実施した。取組には、景観形成推進員、ボランティア等も協力し、啓発活動により屋外広告物に対する意識を高めることができた。 屋外広告物講習会を開催した（受講者数82名）。講習会による屋外広告業者の育成により、良好な景観の形成や屋外広告物の安全性の向上を図ることができる。 |
| 令和6年度 | 屋外広告物適正化旬間において、県下一斉簡易除却、街頭啓発、是正指導を実施した。取組には、景観形成推進員、ボランティア等も協力し、啓発活動により屋外広告物に対する意識を高めることができた。 |

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

| | |
|---|--|
| (評価) 2 | 屋外広告物は街の景観を構成する重要な要素であり、屋外広告物に対する意識向上及び屋外広告業者の能力向上を図る事業の必要性は非常に高い。 |
| ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) | |
| 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない | |
| (評価) 2 | 屋外広告物適正化旬間における違反広告物の簡易除却件数は減少傾向にあり、啓発活動による掲出者等の意識の向上が見られる。 |
| ・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) | |
| 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている | |
| (評価) 1 | 屋外広告物適正化旬間等の啓発活動について、市町村と協力して実施することで効率的かつ効果的な活動を実施している。 |

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

屋外広告物の適正化には県民一人ひとりの意識向上が重要であるため、街頭啓発活動等を利用してPRを実施しているが、違反広告物等がまだみられる。今後も、屋外広告物のルールの周知が必要であるとともに令和6年12月に公布した岐阜県屋外広告物条例の改正について、周知を図る。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

昨今の景観に対する意識の高まりを背景に、屋外広告物の適切な規制が重要であり、今後も継続的に県民への啓発活動及び屋外広告業者に対する指導を実施していく。また、屋外広告物講習会の開催に当たっては、近年、全国的に増えている広告物の落下事故を防止するための安全性の確保を一つのテーマとして、受講者の意識向上を図る。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

| | |
|----------------------------|-------|
| 組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課 | 【〇〇課】 |
| 組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など | |